

試験通信の実施要綱（案）

1 国による試験通信の実施

郵便物の太宗を占める普通扱いの通常郵便物は無記録扱いであるが、このような記録の残らないサービスは、郵便物が確実に送達されるという一般国民からの信頼の上に成り立っているものであり、郵便物が確実に送達されているか否かの調査は郵便業務の適正な運営や消費者保護等の観点から必要なことであると考えられる。このため、日本郵政公社が外部機関に委託して実施している試験通信とは別に、国が自ら試験通信を実施し郵便サービスの水準の評価を行うこととする。

2 試験通信の対象とする郵便物

無記録扱いの郵便物につき試験通信を実施するものとし、具体的には以下に掲げる郵便物を対象とする。

- ・ 特殊取扱としない定形郵便物（80 円／通）
- ・ 速達とする定形郵便物（350 円／通）
- ・ 年賀特別郵便とする第二種郵便物（50 円／通）

なお、郵政民営化後は郵便の対象から外れる役務（小包）及び書留・配達記録郵便等の記録扱いの郵便物については、本年度実施する試験通信の対象としないこととする。

3 試験通信の実施方法

（1）試験通信の通数

本年度の試験通信においては、郵便物ごとの通数は下表のとおりとする。（P）

郵便物の種類	試験通信の通数
特殊取扱としない定形郵便物	3 6 0 通
速達とする定形郵便物	3 6 0 通
年賀特別郵便とする第二種郵便物	5 4 0 通
合計	1 2 6 0 通

また、モニターの差し出しに当たっては、例えば以下のような条件を付していくことも検討する。

- ・ 郵便番号を記載せず 9 に差し出す

- ・住所の一部のみを記載する
- ・宛先を手書きとする 等

(2) ブロック及びルート

全国を北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロックに区分し、ブロック間のルートは、原則として郵便物の種類ごとに片道180（往復360）ルートを設定する。(P)

(3) モニター

上記10ブロック内に合計60名のモニターを配置し、1人のモニターから3人のモニターに対して試験郵便物を発送してもらう。なお、3人のうち1人は同一ブロックから、1人は隣接ブロックから、1人はそれ以外のブロックから選ぶこととする。(P)

なお、モニターは昼間の在宅率が高い方に依頼し、受取日時等が正確に記録できるようにすることを基本とする。

(4) 試験通信日程

年賀特別郵便については、12月25日から翌年1月7日までとする。

その他の郵便物については、郵便局における取扱物数が多い時期（例えば、12月中旬から下旬にかけて）に行うこととする。(P)

(5) 試験通信記録

モニター間で電子メール等を使って調書を送信しあい、発送・受取日時や、受け取った郵便物の状態を記録する。（当該調書に、あらかじめ郵便サービスに関する評価項目を記載しておき、それぞれの項目についてモニターに評価してもらうことも考えられる。）

4 スケジュール

- 10月中旬 委託業者決定
- 10月下旬 試験通信実施計画（詳細版）確定
- 11月上旬 モニター選定
- 11月中旬 モニターに対する説明等
- 12月中旬～1月上旬 試験通信の実施
- 1月下旬 試験通信結果取りまとめ